

## 音威子府村「地域おこし協力隊」取扱要綱

平成 26 年 4 月 1 日

### 1. 人員

地域おこし協力隊 2 名

活動内容

- 芸術・文化及び観光振興を主体とする隊員 1 名
- 地域の元気づくりを主体とする隊員 1 名

### 2 業務内容

基本的活動

#### ◎「芸術・文化及び観光振興」に関する隊員

- ① エコミュージアムおさしまセンター、高橋昭五郎彫刻の館等を軸とした村の芸術文化普及に関する活動
- ② 芸術作品の解説、展覧会の開催に関する活動
- ③ 北大中川研究林等を活用したネイチャーガイドに関する活動
- ④ 村の観光振興に関する活動
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか村長が必要と認める活動

#### ◎「地域の元気づくり」に関する隊員

- ① 地域の世話役活動等、元気づくりに関する業務
- ② 特産品の活用・開発及び地域特徴を生かしたイベント等に関する業務
- ③ 地域行事等コミュニティ活動の支援に関する業務
- ④ 地域間交流及び移住促進に関する活動
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか村長が必要と認める活動

地域おこし活動（共通）

- ① 地域の課題やニーズの解決にむけた活動
- ② 特産品の開発・販売支援
- ③ ホームページ・ブログを通じた情報発信
- ④ その他目的達成に資する活動

### 3. 対象

- ① 年齢は平成 26 年 4 月 1 日現在でおおむね 20 歳以上 40 歳以下の方
- ② 三大都市圏、都市地域等（過疎地域以外）に在住し、採用後音威子府村に住民票を移動できる方
- ③ 普通自動車運転免許証を所有している方
- ④ パソコンでメールやブログのやり取り等を日常的に利用している方
- ⑤ 心身ともに健康で誠実に業務を行うことが出来る方
- ⑥ 音威子府村が行う研修を受講し、活動期間終了後音威子府村において起業・就業して定住する意欲のある方
- ⑦ 住民と協力しながらコミュニケーションを取り、住民を元気にするため意欲的に行動で

きる方（各種行事に積極的に参加する。）

⑧ 地方公務員法第 16 条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない方

※地方公務員法第 16 条

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 勤務場所

音威子府村

5. 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（一日当たり 7 時間 45 分）とし、活動内容によっては休日に勤務を要することもあるが、その場合は代休対応とする。

6. 期間等

音威子府村の嘱託職員として音威子府村長が委嘱する。

任用期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

ただし、村長が認めた場合は最大平成 29 年 3 月 31 日までとする。

（1 年終了時となる平成 27 年 3 月に振り返りミーティングを行い、次年度の委嘱について判断する。）

7. 服務

隊員は、村職員の指示に従い、住民の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に当たっては誠意をもってこれに専念しなければならない。

隊員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

8. 待遇等

・賃金は 20 万円（月額）とし、翌月 10 日支給とする。その日が土曜日の場合は 9 日、日曜日の場合は 8 日に支給する。

・活動期間中の住居は村が用意する。

・村は隊員の健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入申請し、隊員は個人負担分を支払うものとする。

・活動に使用する車輛は、私有車輛とし、その際に借上料及び燃料費として 1 万円（月額）を支給する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。